

もう、ひとりで悩まないで 悩んだら私たちにご相談ください

お母さんなんだから子育てするのは当たり前だと思われがちで、頑張っている、あまりほめられないことがないお母さん。そんなお母さんが笑顔で子育てするために、「ありがとう」の感謝の言葉が何よりも励みになります。子育ての秘訣は、夫婦が互いを思いやる気持ちを持ち、理解しあうこと。子育てを楽しむというカッコいいパパ「イクメン」が増えていますので、これまであまり子育てに参加していないお父さんは、家事や育児にぜひチャレンジしてほしいと思います。お父さんの力が家族を笑顔にします。

子育ては一人では荷が重すぎます。家族や地域の支えがなければ不安や悩みを抱えるのは当然です。人に不安や悩みを話すことははずかしいことではありません。不安な気持ちを分かってくれる人、悩みを共感してくれる人は必ずいます。もし、話せる相手がない時は、ぜひ私たちに相談してください。相談するのも勇気が必要だと思いますが、一人で抱えないうで一緒に考えましょう。子どもたちが健やかに育つには、家族みんなの笑顔が不可欠。地域全体で子育てに取り組みま



▲子育て支援の拠点施設「しろいしファミリー・サポート・センター」
「地域子育て支援センター」の相談員やスタッフ

地域で支える子育てをサポートします

Q ファミリー・サポート・センターって何？

A 子育ての援助を受けたい方と援助を行いたい方が、相互援助活動を行うことで安心して子育てができる環境づくりを目指しています。

■例えばこんなときに

- ・たまにはリフレッシュしたい ・急な用事ができた
- ・病院へ行きたいけど、子どもはどうしよう・・・

■対象年齢 0歳児(おむね生後6カ月)～小学6年生

■会員の種類

- ・**依頼会員** 市内在住または市内へ通勤している方で子育てのお手伝いをしてほしい方。
- ・**提供会員** 市内在住で子どもを預かったり、送迎したり、子育てのお手伝いができる方。
- ・**両方会員** 依頼会員と提供会員の両方を兼ねる方。

■援助活動の報酬額

- ・基準額は子ども1人につき1時間500円。
- ・2人目(兄弟・姉妹)から1時間250円。

■受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

◎ファミリー・サポート・センター(ふれあいプラザ内)

☎・☎25-5488

Q 地域子育て支援センター「あいあい」って何？

A 地域の子育て家庭に対して、安心して子育てができるよう支援するための機関です。親子遊びや催しなど、各種事業を行っていますので、気軽に参加して、親子で楽しんでください。

■事業内容

項目	活動内容
子育て相談	子育ての不安や悩みなどの相談を受けます。電話相談や来所相談のほか、訪問相談も可能です。
親子遊びや催し	リトミックやベビーマッサージなどの講座や人形劇鑑賞会などを行っています。
あそびの広場	地区の公民館や保育園で実施。子どもたちのふれあいの場、保護者の交流の場となっています。
子育てるーむ	年齢別の子育てサークル。対象年齢のお子さんがある方は、どなたでも参加できます。

■開館日 月～金曜日 8:30～17:15

◎地域子育て支援センター「あいあい」(ふれあいプラザ内)

☎22-6025・☎22-6027

毎月、「子育て情報」を掲載しています。今月の「子育て情報」は18ページをご覧ください。

大切にされる連鎖

虐待に限らず、あらゆる社会問題の背景にある「孤立化」
私たちに何ができるのでしょうかー



9月29日、白石市男女共同参画相談支援センター主催の人権啓発セミナー「大切にされる連鎖」と題した講演会がふれあいプラザで開催されました。セミナーには約30人が参加。この日は子ども虐待防止ネットワークみやぎ事務局長の鈴木敏博さんが、今後幼い命が失われないために、私たちにできることは何かを話しました。

(共催：大河原人権啓発活動地域ネットワーク協議会・大河原人権擁護委員協議会・仙台法務局大河原支局)

「子育ての孤立化」

「私がこれまで活動を続けて感じるのは、大切にされる大切にされる経験が、私たちが生きていく中で自然に身に付く人権の根っこだと思っています」と、鈴木さんは穏やかに話し始めました。

地域のつながりが薄れていく中で、子育てが孤立化し、お母さんの頼りは育児本。泣き続ける子どもと2人きりで、不安や悩みを一人で抱え込んでしまふ。今の母親は「がまんが足りない」と言う人もいますが、お母さんが子どもを怒鳴ったり、叩いたりすることは、昔からあった話。しかし、大きく異なるのは、今の時代ほど、子育てが親だけに特化している時代はないということ。

子育ては親以外の人たちが多く関わってきた歴史があります。人間が進化してきたプロセスの中で、「共生」して生きてきたことを、私たちは理解する必要があります。

「児童虐待」

2000年に「児童虐待の防止等に関する法律」ができました。法律では、「虐待」を「身

体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「ネグレクト(病気やけがをしても病院に連れていかない、適切な食事を与えないことなど)」の4つに定義付けています。今、「虐待」の問題がクローズアップされて、全国の児童相談所に寄せられる相談件数は5万件を超えています。

「しつけ」と「虐待」

「しつけ」と「虐待」の区別を必要としているのは誰でしょうか。暴力などを「教育方針」や「しつけ」と線引きしているのは大人の事情。大切なのは、子どもたちが線引きを必要としているのかどうかを子どもの目線で見なければならぬこと。力の差がある中で行われる「暴力」が「虐待」です。家庭内暴力(DV・ドメスティック・バイオレンス)もそうです。

体の発達にはミルクが欠かせないように、心の発達にも欠かせないミルクがあります。乳幼児の時にやさしく語り掛け、やさしく抱かれる。私は世界から愛されているという「自己肯定感」のミルク。これが心理的な発達に欠かせない重要なミルクです。これを受けないと人を信用する力、自分を好きになる力を育むことはできません。乳幼

児期は「世界が自分を中心に回っている」と勘違いをするくらい安心と安全を子どもにも与えないと、子育てはうまくいきません。親の言うことを聞くから、勉強ができるからよい子だということではなく、「存在として尊重」する。それが「自己肯定感」や「自尊心」を育むことにつながります。

「気持ちのキャッチボール」

私はアルコール依存症の親がいる家庭で育ちました。現在は援助者側にいますが、紙一重で支援を受ける側にいたかもしれせん。思春期には自殺の危機もありましたが、弱いがために多くの方とつながることができて今があります。人はつながってないと生きていけない。互いに「弱さ」を認め、つながることがとても重要です。

子育ては大変です。夫婦が協力して子育てをして、互いを思いやり、互いに理解すること。そして、地域の人がちよつとした言葉を掛け、温かく見守り「孤立」させない輪を広げることが大切です。気持ちを尊重されることは存在を尊重されること。「気持ちのキャッチボール」が社会生活をしていく上で重要ではないでしょうか。